

同すたる期間
 する供覧
 するに
 用覧保
 準縦の
 て、境よ
 いて、環に
 おい生活定規
 につのの
 項にの
 三出域項
 第届地二
 条の第
 六更辺条
 第変周八
)の第
 号舗そ法
 一店が同
 十売者、
 九小るは
 第模する
 律規置す
 法大設出
 年の有提
 十次舗を
 成、店見書
 平り売意見
 (よ小て意
 法に模いに
 地定規つ事
 立規大に知
 舗のる項に
 店項係事で
 売三にきま
 小第告べ日
 模条公すの
 規五の慮了
 大第。こ配満令

岡山県知事 伊原木 隆 太

一
 1 届
 2 出大名所届名住
 3 代表更

- (1) 大規模小売店舗の名称 (仮称) ドラスモックス長船店
 (変更前) (変更後) 店名称を設置する者 株福第一氏 式岡一氏 市福名 社博岡 社博比代 表者 第の 英 昭
 (2) 大規模小売店舗を設置する者 株福第一氏 式岡一氏 市福名 社博岡 社博比代 表者 第の 英 昭
 (変更前) 店名称を設置する者 株福第一氏 式岡一氏 市福名 社博岡 社博比代 表者 第の 英 昭
 (変更後) 店名称を設置する者 株福第一氏 式岡一氏 市福名 社博岡 社博比代 表者 第の 英 昭
 (3) 大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 (変更前) 店名称を設置する者 株福第一氏 式岡一氏 市福名 社博岡 社博比代 表者 第の 英 昭
 (変更後) 店名称を設置する者 株福第一氏 式岡一氏 市福名 社博岡 社博比代 表者 第の 英 昭

4 変更年月日

二三

1
2

届令縦

令出和覽縦令縦岡
和年四の覽和覽山
三月年期の四の県
年日二間期年場産
八月及び間二所業
月七び月十八日
日場所
ほか
から同年六月二十日まで
労働部経営支援課